

北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）データポリシー

北極域研究加速プロジェクト
プロジェクト推進本部決定
2020年7月20日

このポリシーでは、文部科学省の補助事業として国立極地研究所、海洋研究開発機構及び北海道大学が行う北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）（以下「本プロジェクト」という）の成果として取得した各種のデータの取り扱いとその利用等についての基本的な方針を定めます。

1. 目的

本プロジェクトは、持続可能な社会の実現を目指し、北極域の環境変化の実態把握とプロセス解明、気象気候予測の高度化などの先進的な研究を推進することにより、北極の急激な環境変化が我が国を含む人間社会に与える影響を評価し、研究成果の社会実装を目指すとともに、北極における国際的なルール形成のための法政策的な対応の基礎となる科学的知見を国内外のステークホルダーに提供することを目的としています。

本プロジェクトでは北極域研究に係る極めて学術的価値の高いデータを取得することが予定されています。これらのデータは、人類共有の財産であり、研究・教育・産業界などの利用のために広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが重要です。これらの貴重なデータを長期にわたり保管し、利用しやすい形で提供することが、本プロジェクトに課せられた最も重要な目的の一つです。

2. データの定義

本ポリシーで取り扱うデータとは、本プロジェクトにより取得されたものを指します。

具体的には、調査観測データ、モデル・同化研究データ、実験データ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面、文献等の調査研究等で得られた各種情報及びそれらを記録したものの、並びにそれらのメタデータを指します。また、生物、土壌、海水等の調査研究等で得られた標本（サンプル）のメタデータ、並びに同標本（サンプル）の分析データ及びそれらのメタデータも含まれます。

3. データの権利

本プロジェクトにより取得されたデータは、特別な取り決めがある場合を除き、当該データを取得した機関に帰属します。本プロジェクトは、本プロジェクトにより取得されたデータを利用する権利を有します。

4. データの知的財産としての取り扱い

各種のデータには、知的財産として保護すべきものが存在します。これについては当該データを取得した機関が指定します。

知的財産は、科学的価値のみならず社会経済的価値を有しており、適切な形態で社会に発信、還元されるべきものであり、それらを取得したそれぞれの機関の関連ポリシー、規程等にもとづき、知的財産と指定されたデータの積極的活用を図るとともに適切な管理に努めます。

5. データの公開

本プロジェクトの研究者は、取得されたデータの価値を最大限に高めるために、すみやかなデータの公開に努めます。ただし、データを取得した者には、その公開を猶予する期間が与えられます。

6. データの保管・管理・活用

本プロジェクトで取得されたデータのうち、知的財産と指定されないものは、科学的・教育的・産業的利用のため、北極域データアーカイブシステム（ADS）が、適切に管理・保管するとともに、国内外の研究機関、研究者及びステークホルダーに対して円滑に提供します。

本プロジェクトは、以上の基本方針を担保するため関係諸ルールを適切に整備するとともに、本プロジェクトに参加する全ての研究者等に対し本ポリシーに則ったルールの遵守を要請します。